

日衛連

JAPAN HYGIENE PRODUCTS
INDUSTRY ASSOCIATION

発行 / 社団法人 日本衛生材料工業連合会

紙おむつNews

No.39

2002.1

特集

Feature Articles

使用済み紙おむつの収集と処理

使用済み紙おむつはすべて一般廃棄物です

乳幼児用、大人用など家庭内で使用された紙おむつは、ほとんどの自治体で「家庭ごみ」として収集の対象となっています。また、収集した紙おむつの処理方法は、日衛連が2000年に調査した結果では、全国の約80%以上の自治体で「可燃ごみ」として焼却処理していました。

一方、高齢社会に対応して整備が進んでいる介護施設や、老人病院・一般病院などの医療機関で使用された紙おむつの収集・処理について、情報が錯綜して一部で収集・処理の方法に混乱が生じているといわれています。

今回の特集は、介護施設や医療機関で使用された紙おむつの収集・処理について、東京23区と千葉県柏市、群馬県前橋市に取材した情報をお届けします。



戻る

進む

● 「紙おむつは産廃??」の疑問に答える

介護施設や医療機関の方々から「使用済み紙おむつは産廃（産業廃棄物）といわれたが」という質問が時々寄せられます。

結論から言えば、この質問の答えは「使用済み紙おむつは産廃ではありません」が正解です。

すなわち「一般廃棄物」ということです。

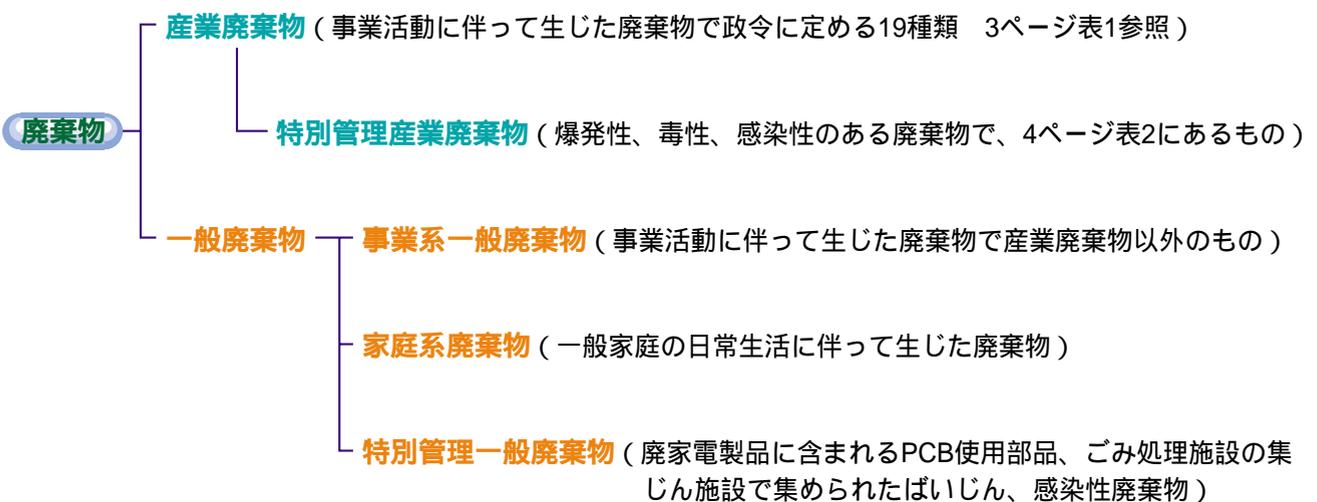
それではこの答えをより正しくご理解いただくために順を追って法の体系を整理してみましよう。

● 廃棄物の種類と分類

現在の廃棄物の種類と分類は図1に示す通りで、平成9年（1997年）6月18日に改正された「廃棄物

処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」と略します）で定められたものです。

図1. 廃棄物の種類と分類



● 「産業廃棄物」とは

産業廃棄物、いわゆる産廃とは国の法律で定められた19品目の廃棄物を指します（表1）。それ以外の廃棄物は該当しません。また、産業廃棄物の分類には特別管理産業廃棄物という区分

がありますが、これは爆発性、毒性、感染性など人体に有害な廃棄物だけを指す言葉です（表2 4ページ参照）

表1. 法律で定められた産業廃棄物

1	燃え殻	焼却残灰、石炭火力発電所から発生する石炭がらなど
2	汚泥	工場廃水処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの
3	廃油	潤滑油、洗浄用油などの不要になったもの
4	廃酸	酸性の廃液
5	廃アルカリ	アルカリ性の廃液
6	廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物
7	紙くず	紙製造業、製本業などの特定の業種及び工作物の新築、改装（増築を含む）又は除去に伴って排出されるもの
8	木くず	木材製造業などの特定業種及び工作物の新築、改装（増築を含む）又は除去に伴って排出されるもの
9	繊維くず	繊維工場及び工作物の新築、改装（増築を含む）又は除去に伴って排出されるもの
10	動物性残さ	食品製造業などの特定の業種から排出されるもの
11	ゴムくず	天然ゴムくず
12	金属くず	鉄、銅等の金属くず
13	ガラス及び陶磁器くず	ガラスくず、耐火れんがくず、陶磁器くずなど
14	鋳さい	製鉄所の炉の残さいなど
15	がれき類	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片など
16	動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
17	動物の死体	畜産農業から排出されるもの
18	ばいじん類	工場の排ガスを処理して得られるばいじん
19	上記の18種類の産業廃棄物を処理したもの	コンクリート固形化物など

● 「一般廃棄物」とは

一般廃棄物には事業系のごみと、家庭系のごみがあります。事業系のごみは、事業活動に伴って発生するごみで、表1の産業廃棄物以外のものをいいます。また、家庭系ごみとは、一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物です。

これ以外に一般廃棄物には「特別管理一般廃棄物」があります。これは廃家電製品に含まれるPCB使用部品、ごみ処理施設の集じん施設で集められたばいじん、感染性廃棄物などが該当します。

● 「特別管理産業廃棄物」と「特別管理一般廃棄物」

では、産業廃棄物と一般廃棄物の両方に似たような名称で分類されている特別管理廃棄物とはどのようなものなのでしょうか。

一般廃棄物の中で感染性、爆発性、毒性など、人体の健康や生活環境に被害を与えるおそれのある性状を持ち、政令で定めた廃棄物が「特別

管理一般廃棄物」です。一方の「特別管理産業廃棄物」は産業廃棄物の中で爆発性、毒性、感染性その他の健康や生活環境に被害を生ずる恐れのあるものをいい、その処理方法は「廃掃法」で厳しく定められています。

表2. 特別管理廃棄物の種類

特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物
PCBを使用する部品 ばいじん 感染性一般廃棄物	廃油（揮発油類 灯油類 引火点70 以下の軽油類） 廃酸（pH2.0以下の酸性廃液） 廃アルカリ（pH12.5以上のアルカリ性廃液） 感染性産業廃棄物（感染の恐れのある産業廃棄物） （廃PCBなど及びPCB汚染物） （廃石綿など） 特定有害産業廃棄物（水銀、カドミニウム、鉛、有機リン、六価クロム、砒素、シアン、とそれらの化合物、PCB、リクロロエチレン、テトラクロロエチレン、セレン、ベンゼン、その他を含め23種類。一部のみ記載）

上の表で気になるのは「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」の両方に感染性廃棄物

が挙げられていることです。両者にはどのような違いがあるのでしょうか。

●産廃と一廃でどちらがう？「感染性廃棄物」

表3は東京23区清掃協議会が指定している特別管理一般廃棄物と特別管理産業廃棄物の感染性廃棄物の一覧表です。

、の区分については、「医師等によって感染の危険性がほとんどないと判断されたとき

には、感染性廃棄物とする必要はありません」の注釈がつけられています。これは医師等の判断で感染の危険性が低いと判断されたものについては事業系一般廃棄物として処理することができます。

表3. 「特別管理一般廃棄物」と「特別管理産業廃棄物」の区分（東京23区清掃協議会の場合）

廃棄物の種類	感染性産業廃棄物 〔特別管理産業廃棄物〕	感染性一般廃棄物 〔特別管理一般廃棄物〕
血液等	血液、血清、血漿、体液（精液を含む）、血液製剤	
手術に伴って発生する病理廃棄物		臓器、組織
血液が付着した鋭利なもの	注射針、メス、試験管、シャーレ、ガラスくず等	
病原微生物に関連した試験・検査等に用いられたもの	実験、検査等に使用した試験管、シャーレ等	実験、検査等に使用した培地、実験動物の死体等
*その他血液が付着したもの	血液等が付着した実験・手術用の手袋等	血液が付着した紙くず、繊維くず(脱脂綿、ガーゼ)等
*汚染物質もしくはこれらが付着した、またはそのおそれのあるもので ~ に該当しないもの	汚染物が付着した廃プラスチック類等	汚染物が付着した紙くず、繊維くず

*、については、血液その他の付着の程度や、付着した廃棄物の形状、性状の違いにより感染性の危険に大きな差があると考えられるので、医師等によって感染の危険性がほとんどないと判断されたときには、感染性廃棄物とする必要はありません。

以上のことから、家庭、介護施設、医療機関で使用された紙おむつは、いずれも産業廃棄物には該当せず、すべて一般廃棄物に該当することがわかりいただけだと思います。

原則として疾病患者は入居できない介護施設などから出る使用済み紙おむつは、事業系一般廃棄物であり、医療機関から出る紙おむつの場合でも、医師等の判断で、感染の危険性が少ないと判断された患者が使用した紙おむつも事業系一般廃棄物に該当します。医師の判断で感染の危険性があると判断されたもののみが特別管理一般廃棄物に分類され、感染性廃棄物として処理されます。ただし、この場合でも医療機関内で滅菌処理を行い、感染の危険性を軽減すれば

事業系一般廃棄物として取り扱われます。

東京都の場合には、1日50kg以下の感染性廃棄物排出量を出す小規模な医療機関（医院など）に限り、自治体に滅菌処理法等を申請し、「滅菌処理済」と明記した特別なシールを添付することで、事業系一般廃棄物として自治体が収集・処理する方法がとられています。この制度を申請し利用している小規模医療機関は5000カ所にも達しています。

昨年、日衛連の視察団が訪れたドイツの場合は、医療機関から排出される廃棄物についてはA～Eの5段階に明確な分類がなされており、Cに分類される感染性廃棄物は、医療機関内で高温殺菌することでAの家庭ごみ類似の廃棄物として取り

扱われることが明記されています。

(日衛連紙おむつニュース 38へ)

また、感染廃棄物に分類される病気の種類と廃棄物の種類は誰が見てもわかるように一覧表化されています(例:アメーバ赤痢 便、ジフテリア 血液・うみ・母乳 など)。個人の判断

● 使用済の紙おむつの収集・処理は?

家庭系から排出される紙おむつの処理

今回、取材にご協力いただいた東京23区、柏市、前橋市で共通していたのは、乳幼児用や大人用など「家庭から排出される使用済み紙おむつは家庭系廃棄物」であり、それぞれ区・市で収集し、焼却処理していたことでした。日衛連が2000年に調査した結果でもほとんどの市区町村で、家庭から排出される使用済み紙おむつは、自治体の清掃事業の中で収集されていました。

また、在宅医療に伴って家庭から排出されるごみについては、東京23区では厚生省通知により一般廃棄物として取り扱うむね周知されています。在宅医療に伴って家庭から排出される廃棄物とは次のようなものです。

可燃ごみ...ガーゼ、脱脂綿類、試験紙、紙おむつ、薬の外箱等

不燃ごみ...点滴パック、注射器、CAPDパックおよび付属のチューブ類、あきびん、薬の梱包等

事業系から排出される紙おむつの処理

一方、多くの人が入居する特別養護老人ホームなど介護施設や、医療機関の場合はどうなっているのでしょうか。

これらの施設から出る感染性廃棄物を含まないごみは、事業系の一般廃棄物として取り扱わ

で対応が左右されることなく、常に同じ対応が取れるよう配慮されています。

注:日衛連資料「感染性廃棄物の管理及び処理 使用済み紙おむつ処理のあり方を探る」。資料ご希望の方は[ここをクリック](#)

れますが、これらの収集・処理方法について東京23区と柏市、前橋市では違いがありました。

東京23区の場合

東京23区清掃協議会では、自治体が収集するか否かの目安を、事業所あたりのごみ排出量で分けています。一日当りのごみ排出量50kg以下の場合には、指定のごみ袋に「事業系有料ごみ処理券」を貼れば自治体が収集、焼却処理してくれます。ごみ量が50kg/日を超える施設の場合には、自治体では収集せず、事業者が清掃工場に直接持ち込むか、一般廃棄物運搬業者に委託し清掃工場に搬送、自治体は有料でこれを受け入れ焼却処理しています。ちなみに、自治体では自治体の清掃工場に搬入できるのは一般廃棄物運搬業の免許を持った業者で、搬入する車



事業系有料ごみ処理券



図2. 搬入車両明記例

両も一般廃棄物としての許可番号と会社名を明記した車両のみしか入ることはできません。言い換えれば産業廃棄物運搬業者が産廃専用の車両で自治体の清掃工場に搬入することはできないということです。

柏市の場合

柏市には東京23区のような「事業系有料ごみ処理券」はなく、事業系ごみは規模の大小にかかわらず、市では収集せず、事業者自らもしくは一般廃棄物運送業者に委託して市の清掃工場に搬入することになっています。柏市の場合も、施設から出る使用済み紙おむつは事業系一般廃棄物ですから、このルールに従って収集されています。搬入されたごみは市が有料で受け入れ

処理しています。

前橋市の場合

家庭系の廃棄物は市が収集・処理をしており、紙おむつも可燃ごみとして市が収集し、焼却処理をしています。しかし、事業系廃棄物については東京23区や柏市とは異なり、市の施設への搬入を大幅に制限しています。市の清掃工場が受け入れる事業系可燃ごみは、紙ごみ、生ごみ、庭木類、草及び落ち葉の4点に限られています。

介護施設や医療機関から出る使用済み紙おむつは、上記4点に該当しないため市では受け入れず、事業者が個々に委託する一般廃棄物運搬業者の収集、一般廃棄物処理業者の処理が行われているため、市ではその処理実態は把握していないとの回答でした。

以上、ご紹介してきたように、家庭から出る使用済み紙おむつは、今回取材した自治体すべてで、家庭系の可燃ごみとして収集・処理されていました。介護施設や医療機関でも非感染性のものは自治体により収集・処理方法は異なるものの、いずれも取扱いは「一般廃棄物」として位置付けられていました。

● 「産業廃棄物」と「一般廃棄物」の処理の違いとは

自治体内で処理が義務付けられている「一廃」

家庭系の「一般廃棄物」は、行政の住民サービスとして自治体が収集・処理するのが原則です。一方、事業系の「一般廃棄物」は、原則として自治体は収集せず、自治体が許可した一般廃棄物運搬業者が収集するのが原則です。東京都の場合は、小規模事業者を対象に「事業系有料ごみ処理券」を添付したものに限り自治体が収集・処理していますが、柏市の場合は収集は行わず、処理場に持ち込まれたものは処理しています。前橋市では収集・処理とも関与せず、業者が収集・

処理するシステムになっています。

「一般廃棄物」にかかわる運搬・処理業者が市区町村長の許可であるのに対して、「産業廃棄物」の場合は都道府県知事の許可事業で、より広域が対象になります。これは処理施設を各市区町村内に設置することが困難であるところから、より広域を対象としています。産業廃棄物収集運搬業・処理業、特別産業廃棄物収集運搬業・処理業の許可では一般廃棄物を取り扱うことはできません。

産廃と一廃、処理コストでも大きな差

東京都の場合、一般廃棄物運送業者の収集運搬費用は28.5円/kgが上限です。自治体が事業系廃棄物を受け入れる金額は、事業者自らが搬入しても運搬業者が搬入しても12.5円/kgと定められています。

柏市の場合是一般廃棄物の収集・運搬業者の費用の上限は定められていませんが、自治体で受け入れる金額は、事業者自らが搬入しても、収集・運搬業者が搬入しても10kg当たり180円となっています。

前橋市では、事業系一般廃棄物に関しては基本的に自治体が関与していないために、費用についての決まりがありません。排出する事業者と、収集運搬・処理する業者で価格が決まっています。

産業廃棄物の収集・処理の費用は、処理する対象によって費用が異なるために一概にはいえませんが、一般廃棄物に比べかなり割高であるようです。

● おわりに

紙おむつは育児や介護にとって必需品となっています。特に介護用は高齢社会が進展する中で介護する側の省力化、介護される側の自立、快適性など、さまざまに利点が認められており、不可欠の物となっています。このように有用な紙おむつを、いかに適正に処理するかどうかは、社会全体の介護コストに大きく影響します。

兼業が混乱の一因？

一般廃棄物を収集・運搬するには「一般廃棄物収集運搬業」として市区町村長の許可が必要です。また、産業廃棄物では「産業廃棄物収集運搬業」の許可を、特別管理産業廃棄物を扱うには「特別管理産業廃棄物収集運搬業」の許可を都道府県知事から得なくてはなりません。

柏市や前橋市では、1つの業者が「一般廃棄物収集運搬業」と「産業廃棄物収集運搬業」の両方の許可を得ているケースが多くみられました。柏市の場合には18社の一般廃棄物収集運搬業者のうち15社が、前橋市でも約80社のうち6割が両方の許可を得ています。

両市では事業系の使用済み紙おむつの収集には、介護施設や医療機関などの事業者は個々に業者委託をこなさなくてはならないために、委託先の業者が産廃と一廃の両方を兼ねていることが、事業者にとって「紙おむつは一般廃棄物か、産業廃棄物か」と混乱をきたす一因となっているのではないのでしょうか。

法律に定められた通り、一般廃棄物として適正に収集・処理すること。し尿が付着した使用済み紙おむつは衛生面から見ても焼却処理すること。日衛連では、これが紙おむつの利便性を十分に活用した後の適正な処理方法であると確信しています。

紙おむつ・ライナー生産数量（日衛連調べ）

単位：トン、千枚

			平成11年		平成12年		平成13年						
			年計	前年比%	年計	前年比%	1～3月	前年比%	4～6月	前年比%	7～9月	前年比%	
紙おむつ	大人用	ティップ型 (パンツタイプ)	千枚	235,551	109	250,459	106	55,585	82	54,228	86	61,179	108
			トン	29,317	108	30,944	106	6,576	78	6,602	83	7,545	109
		パンツ型	千枚	227,126	126	243,163	107	60,159	113	65,793	96	67,971	124
			トン	17,212	127	20,213	127	4,871	102	5,203	82	5,471	133
		合計	千枚	462,677	117	493,622	107	115,744	96	120,021	91	129,150	116
			トン	46,529	114	51,157	110	11,447	86	11,805	83	13,016	118
		フラット型 パッド型その他	千枚	424,362	97	412,902	97	85,431	85	83,751	79	90,836	91
			トン	28,720	97	28,250	98	6,170	89	5,764	79	6,293	93
		合計	千枚	1,416,317	109	1,409,988	100	314,468	89	337,880	100	326,880	97
			トン	52,686	111	55,058	105	11,873	81	12,780	94	12,699	102
	合計	千枚	2,303,356	108	2,316,512	101	515,643	90	541,652	94	546,866	100	
		トン	127,935	109	134,465	105	29,490	85	30,349	86	32,008	106	
	乳幼児用	ティップ型 (パンツタイプ)	千枚	3,811,823	94	3,547,157	93	798,656	102	810,174	91	771,368	88
			トン	141,911	92	127,843	90	29,664	99	29,358	91	28,418	89
		パンツ型	千枚	1,823,784	109	1,904,663	104	532,329	126	489,455	117	539,649	107
			トン	78,197	105	77,872	100	24,310	140	21,890	130	23,733	117
		合計	千枚	5,635,607	98	5,451,820	97	1,330,985	110	1,299,629	99	1,311,017	95
			トン	220,108	96	205,715	93	53,974	114	51,248	104	52,151	100
	合計	千枚	7,938,963	101	7,768,332	98	1,846,628	104	1,841,281	98	1,857,883	96	
		トン	348,043	100	340,180	98	83,464	102	81,597	97	84,159	102	
ライナー	千枚	129,575	76	120,625	93	30,347	87	22,726	77	26,644	80		
	トン	213	71	191	90	48	87	36	77	39	80		

*枚数については、平成2年4月から発表 *大人用3分類別表示は、平成5年1月から発表 *大人用4分類表示、乳幼児用2分類表示は、平成10年1月から発表

寝たきりの人のおむつ代は、確定申告すると医療費控除が受けられます

昭和63年1月からおむつ（寝たきり用）は、医療費控除の対象になっています。控除を受けるためには、医師の発行する「おむつ使用証明書」 使用者の名前とおむつ代であると明記した「領収書」が必要です。詳しくは病院・医院、または税務署、市区町村役場にお問い合わせください。

紙おむつ・生理用品・衛生材料に関するご質問ご意見お問い合わせは下記へ

社団法人 **日本衛生材料工業連合会** 〒171-0033 東京都豊島区高田3-36-12
電話 03-3971-0452 FAX. 03-3983-3403



戻る トップ頁へ